

第2節 高齢期の暮らしの動向

1 就業・所得

(1) 労働力人口に占める65歳以上の者の比率は上昇傾向

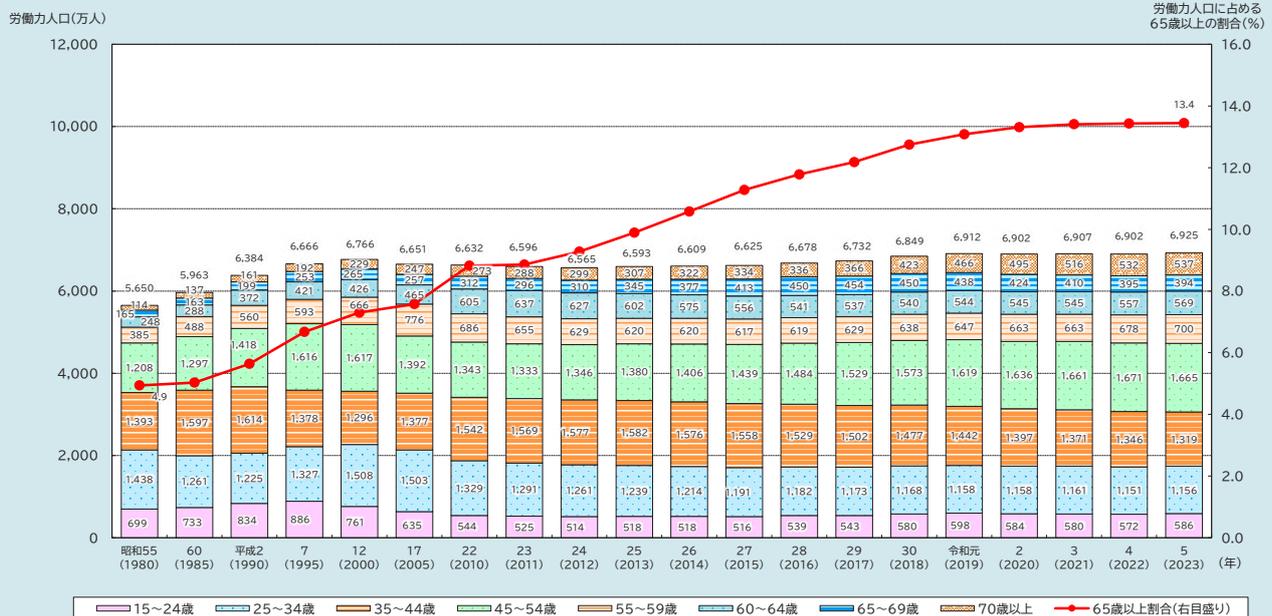
令和5年の労働力人口は、6,925万人であった。労働力人口のうち65～69歳の者は394万人、70歳以上の者は537万人であり、労働力人口総数に占める65歳以上の者の割合は13.4%と長期的には上昇傾向にある（図1-2-1-1）。

また、令和5年の労働力人口比率（人口に占める労働力人口の割合）を見ると、65～69歳

では53.5%、70～74歳では34.5%となっており、いずれも上昇傾向である。75歳以上は11.5%となり、平成27年以降上昇している（図1-2-1-2）。

雇用情勢について、完全失業率を見ると、60～64歳では、平成23年以降低下傾向にあったが、令和3年は、前年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、3.1%に上昇し、令和5年は2.6%へ低下した。また、65～69歳では、令和3年の2.7%から令和5年は2.5%へ、70歳以上では、令和3年の1.2%から令和5年は1.1%へそれぞれ低下した。（図1-2-1-3）。

図1-2-1-1 労働力人口の推移



資料：総務省「労働力調査」

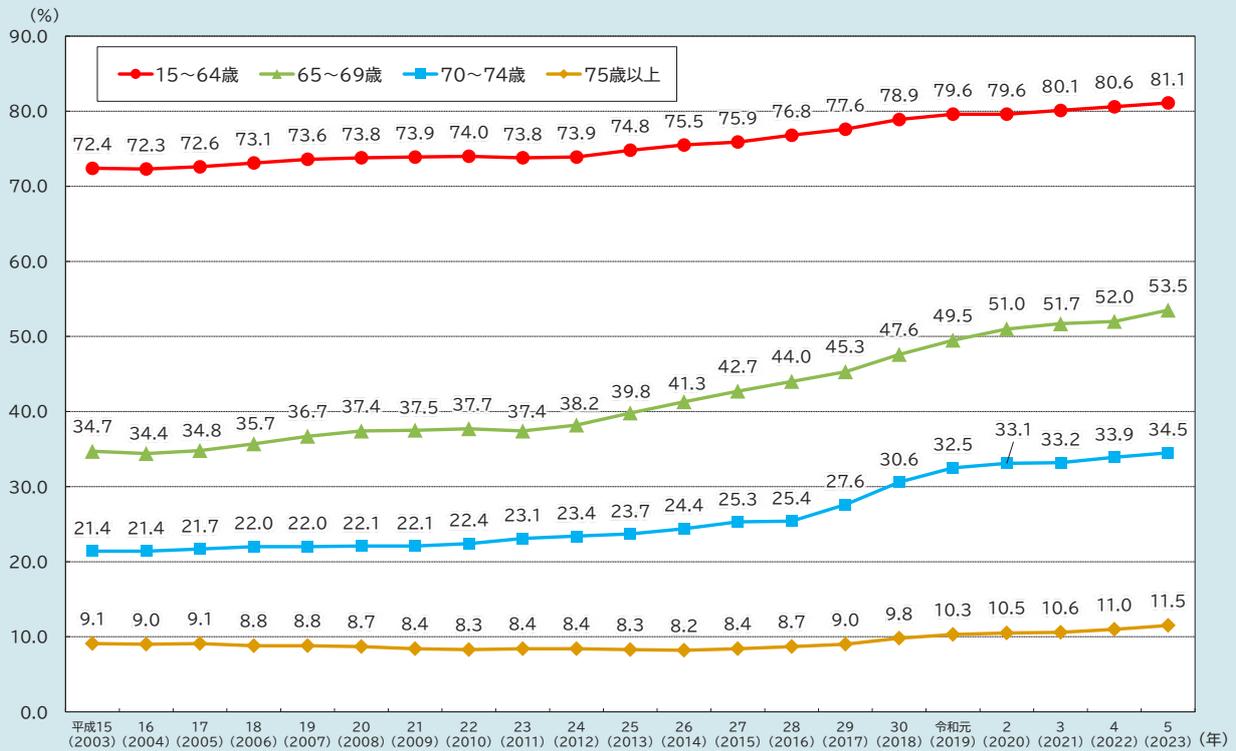
(注1) 年平均の値

(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

(注3) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

(注4) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図1-2-1-2 労働力人口比率の推移



資料：総務省「労働力調査」

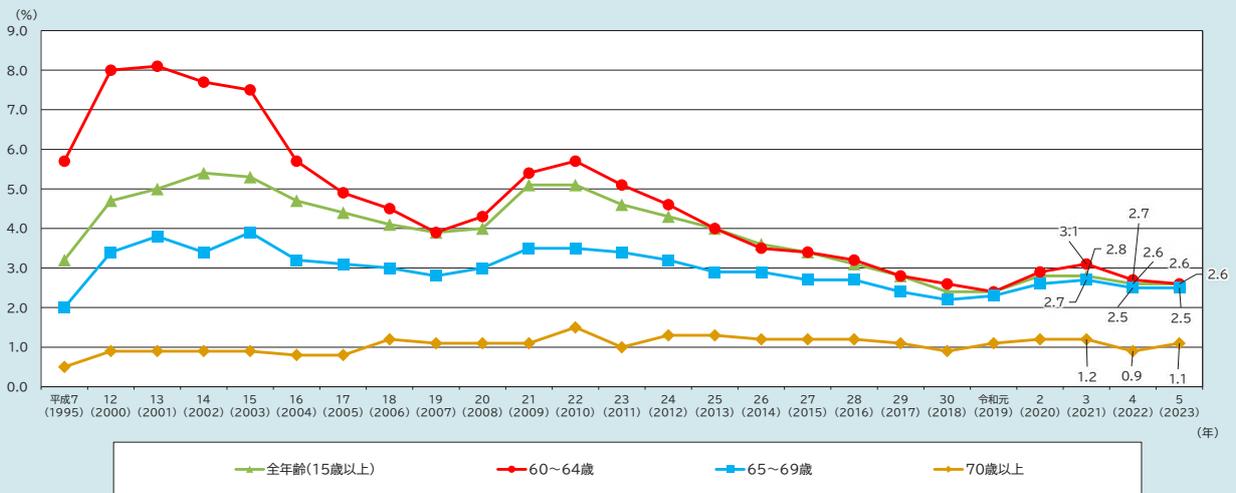
(注1) 年平均の値

(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

「労働力人口比率」とは、15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合。

(注3) 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、15~64歳及び65~69歳については補完的に推計した値を、70~74歳及び75歳以上については、3県を除いた値を用いている。

図1-2-1-3 完全失業率の推移



資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

(注2) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

(2) 就業状況

ア 就業者数及び就業率は上昇している

65歳以上の就業者数及び就業率は上昇傾向であり、特に65歳以上の就業者数を見ると20年連続で前年を上回っている。また、就業率については10年前の平成25年と比較して65～69歳で13.3ポイント、70～74歳で10.7ポイント、75歳以上で3.2ポイントそれぞれ伸びている(図1-2-1-4)。

イ 「医療、福祉」の65歳以上の就業者は10年前の約2.4倍に増加

令和5年における65歳以上の就業者を主な産業別に見ると、「卸売業、小売業」が132万人と最も多く、次いで「医療、福祉」が107万人、「サービス業(他に分類されないもの)」が104万人、「農業、林業」が99万人などとなっている。

令和5年における産業別の65歳以上の就業者を10年前と比較すると、「医療、福祉」が63万人増加し、10年前の約2.4倍となっている。

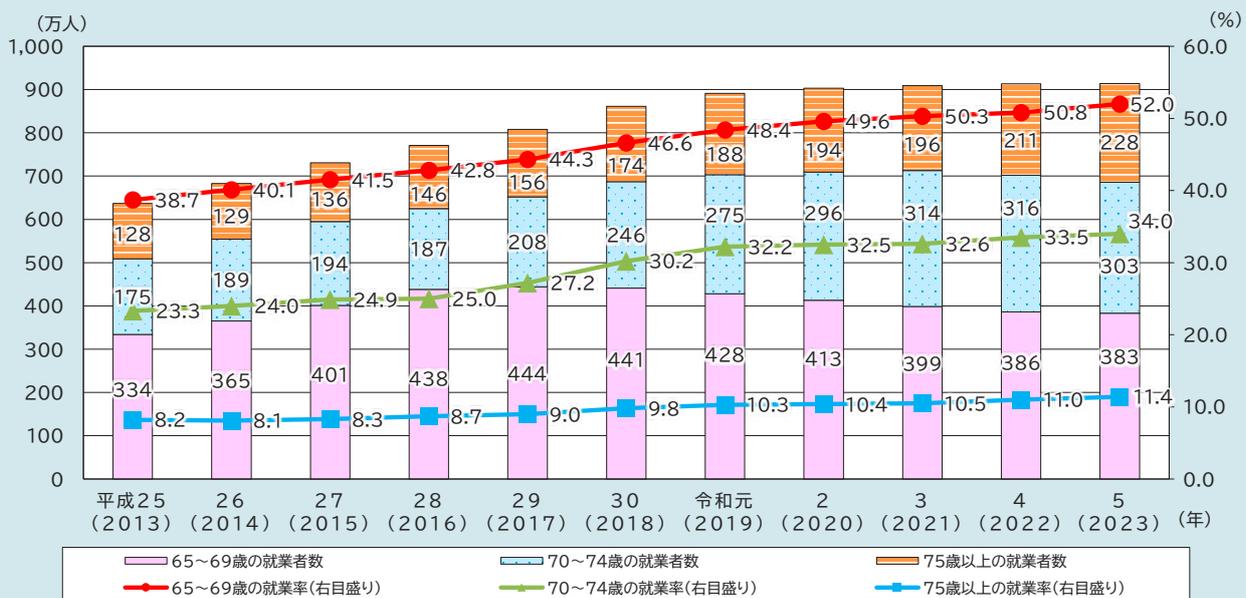
次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が38万人、「卸売業、小売業」が31万人と、それぞれ増加している。

また、令和5年における各産業の就業者に占める65歳以上の就業者の割合を見ると、「農業、林業」が52.9%と最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」26.6%、「サービス業(他に分類されないもの)」が22.7%、「生活関連サービス業、娯楽業」が19.6%などとなっている(図1-2-1-5)。

ウ 60代後半の男性の6割以上、女性の4割以上が就業している

男女別に就業状況を見ると、男性の場合、就業者の割合は、60～64歳で84.4%、65～69歳で61.6%となっており、65歳を過ぎても、多くの人が就業している。また、女性の就業者の割合は、60～64歳で63.8%、65～69歳で43.1%となっている。さらに、70～74歳では、男性の就業者の割合は42.6%、女性の就業者の割合は26.4%となっている(図1-2-1-6)。

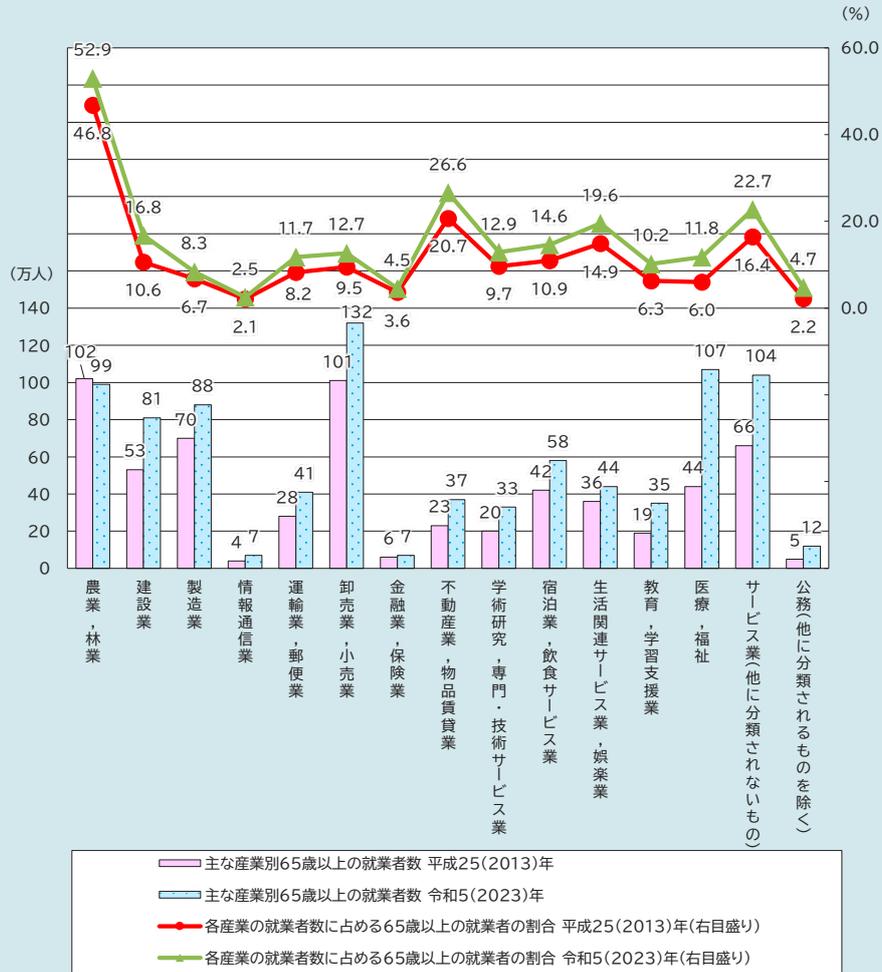
図1-2-1-4 年齢階級別就業者数及び就業率の推移



資料：総務省「労働力調査」
 (注1) 年平均の値
 (注2) 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

図1-2-1-5

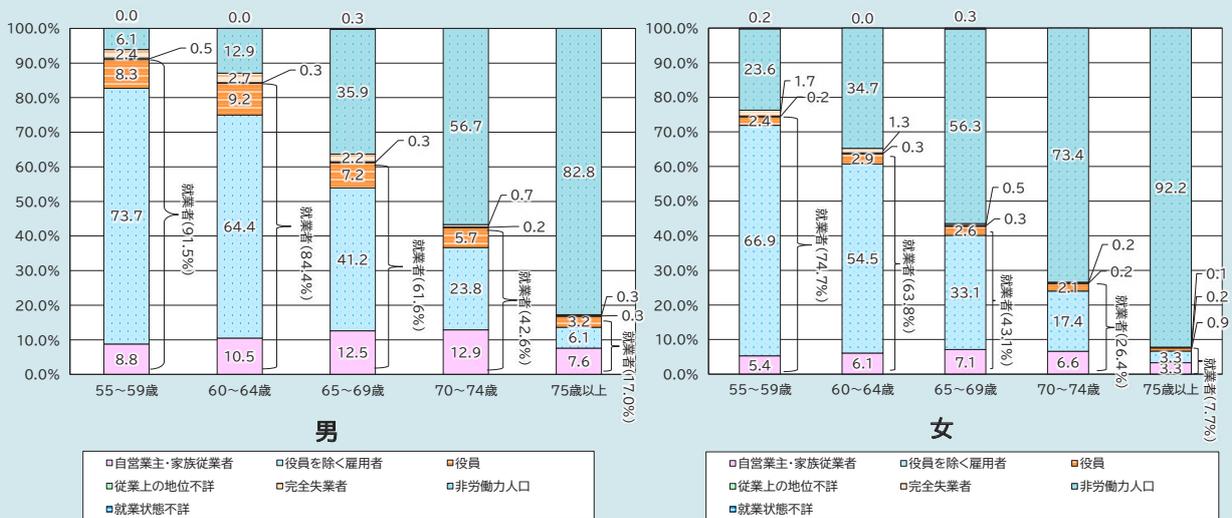
主な産業別65歳以上の就業者数及び割合(平成25年、令和5年)



資料：総務省「労働力調査」

図1-2-1-6

55歳以上の者の就業状況



資料：総務省「労働力調査」(令和5年)
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

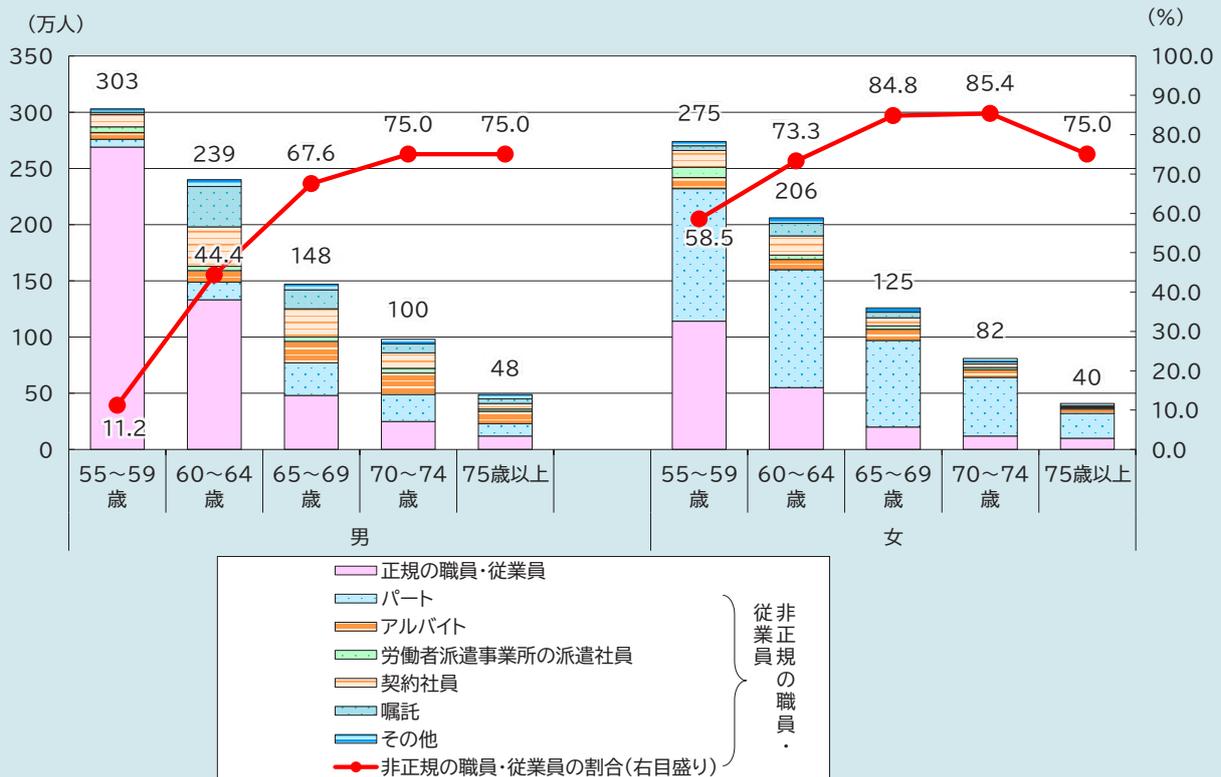
エ 60歳以降に非正規の職員・従業員の比率は上昇

役員を除く雇用者のうち非正規の職員・従業員の比率を男女別に見ると、男性の場合、55～59歳で11.2%であるが、60～64歳で44.4%、65～69歳で67.6%と、60歳を境に大幅に上昇している。また、女性の場合も、55～59歳で58.5%、60～64歳で73.3%、65～69歳で84.8%となっており、男性と比較して、60歳以降においても非正規の職員・従業員の比率はおおむね高い割合となっている（図1-2-1-7）。

オ 現在収入のある仕事をしている60歳以上の者のうち、「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答した者が約4割

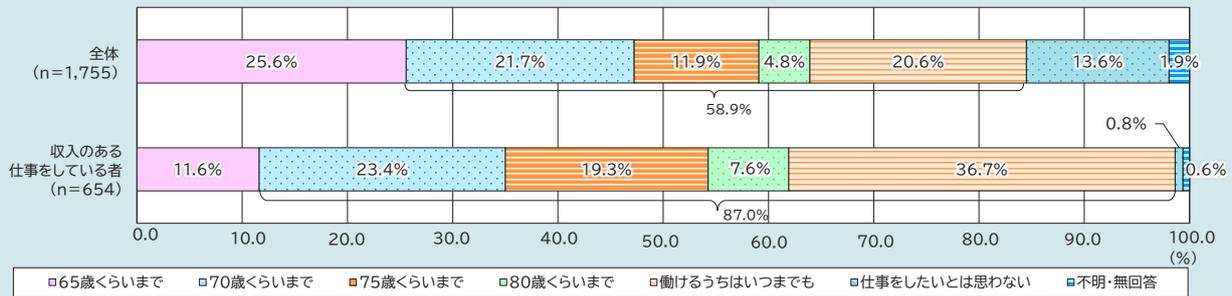
現在収入のある仕事をしている60歳以上の者については約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答しており、70歳くらいまで又はそれ以上との回答と合計すれば、約9割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子がうかがえる（図1-2-1-8）。

図1-2-1-7 雇用形態別雇用者及び非正規雇用者率（役員を除く。）



資料：総務省「労働力調査」(令和5年)
 (注) 年平均の値

図1-2-1-8 あなたは、何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか（択一回答）



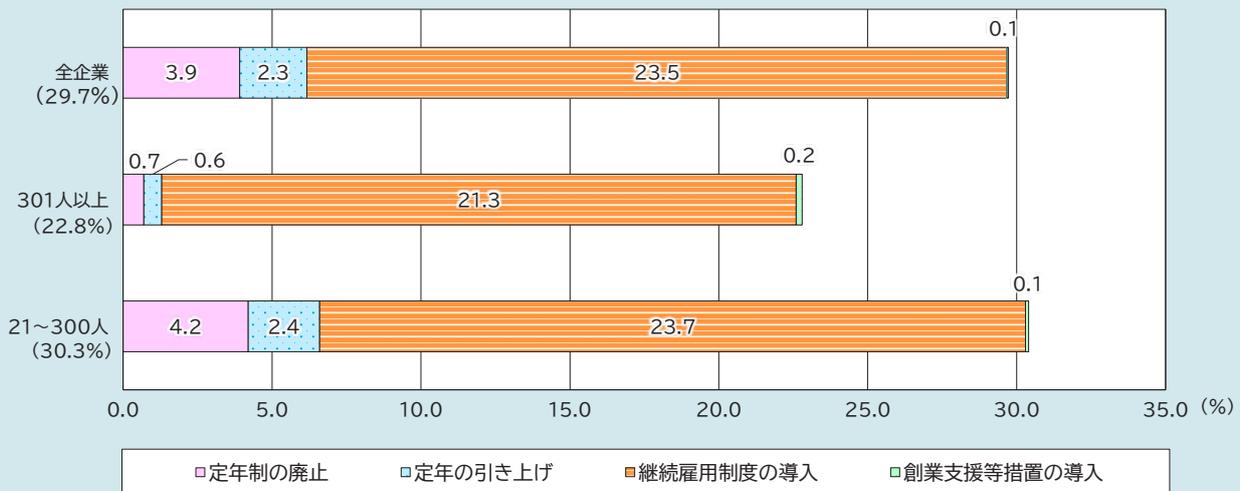
資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（令和元年度）
 (注1) 調査対象は、全国の60歳以上の男女
 (注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

カ 70歳までの高齢者就業確保措置を実施している企業は約3割

従業員21人以上の企業23万7,006社のうち、高齢者雇用確保措置^(注3)を実施済みの企業の割合は99.9%（23万6,815社）となっている。一方で、70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業は29.7%（7万443社）となっており、従業員301人以上の企業では22.8%と低くなっている（図1-2-1-9）。

(注3) 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講ずるよう義務付けている（高齢者雇用確保措置）。また、令和3年4月1日からは70歳までを対象として、従来の雇用による措置や、「継続的に業務委託を締結する制度」、「継続的に社会貢献事業に従事できる制度」という雇用によらない措置のいずれかの措置を講ずることを義務付けている（高齢者就業確保措置）。

図1-2-1-9 70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業の内訳



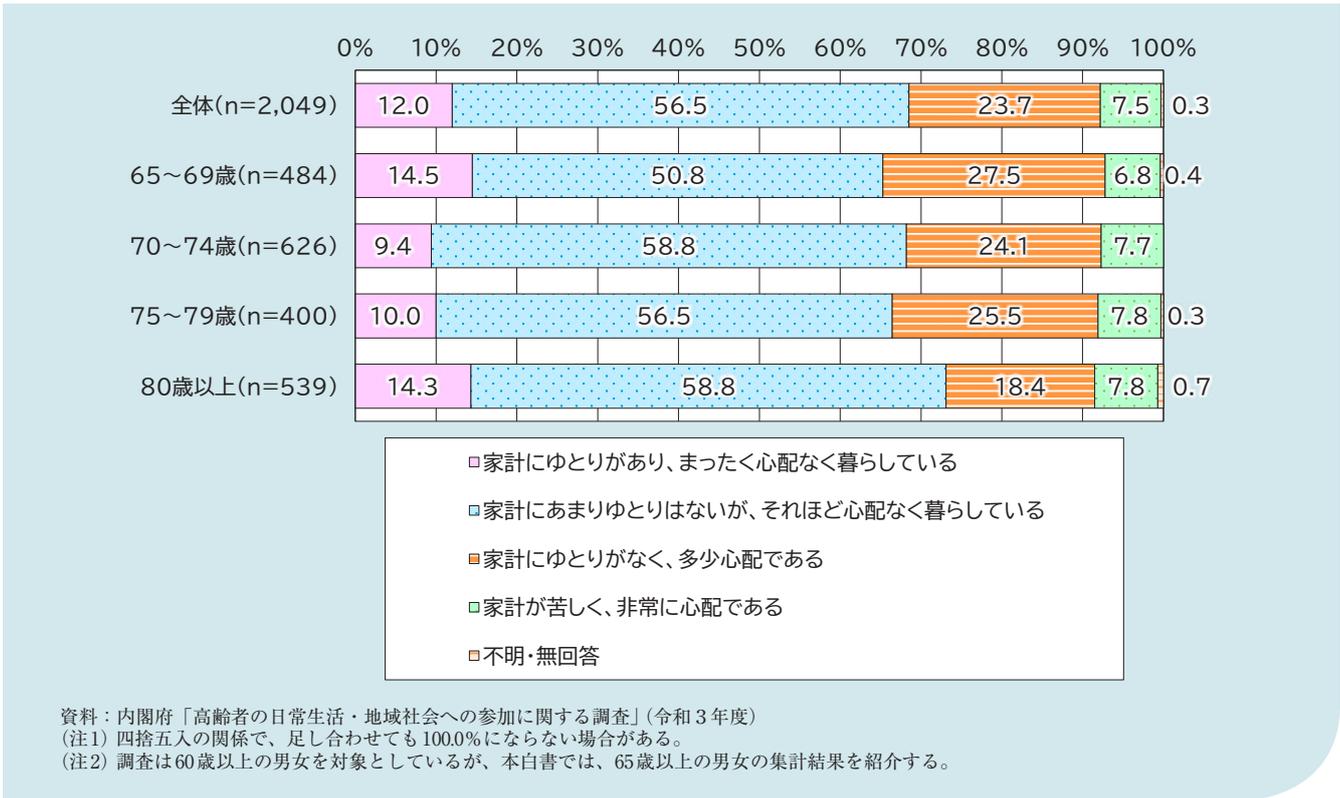
資料：厚生労働省「令和5年『高齢者雇用状況等報告』」より内閣府作成
 (注1) 「創業支援等措置の導入」とは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度及び70歳まで継続的に社会貢献事業（事業主が自ら実施する事業又は事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う事業）に従事できる制度の導入を指す。
 (注2) 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

(3) 経済的な暮らし向きについて心配がないと感じている65歳以上の者は68.5%

内閣府の調査では、経済的な暮らし向きについて「心配がない」（「家計にゆとりがあり、

まったく心配なく暮らしている」と「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」の計）と感じている者の割合は全体で68.5%となっている（図1-2-1-10）。

図1-2-1-10 65歳以上の者の経済的な暮らし向き（択一回答）



(4) 高齢者世帯の所得はその他の世帯平均と比べて低い

高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の平均所得金額（令和3年の1年間の所得）は318.3万円で、その他の世帯（669.5万円）の約5割となっている。

なお、等価可処分所得^(注4)を平均金額で見ると、高齢者世帯は226万円となっており、その他の世帯（327.7万円）の約7割となっている（表1-2-1-11）。

(注4) 等価可処分所得とは、世帯人員数の違いを調整するため、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で

割った所得。生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が、生活コストが割高になることを考慮したもの。なお、世帯の可処分所得とは、世帯収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入である。

表1-2-1-11 高齢者世帯の所得

区分	平均所得金額 (平均世帯人員)	平均等価可処分 所得金額
高齢者世帯	318.3万円 (1.54)	226.0万円
その他の世帯	669.5万円 (2.73)	327.7万円
全世帯	545.7万円 (2.32)	299.9万円

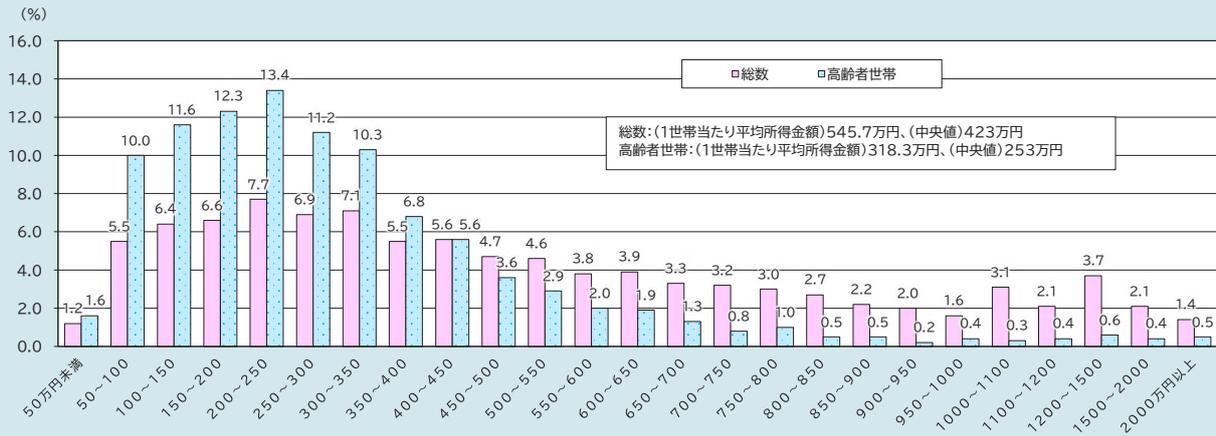
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和4年）（同調査における令和3（2021）年1年間の所得）
 (注1) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 (注2) その他の世帯とは、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いた世帯をいう。

また、高齢者世帯の所得階層別分布を見ると、200～250万円が最も多くなっている（図1-2-1-12）。

さらに、公的年金・恩給を受給している高齢

者世帯について、公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合を見ると、公的年金・恩給が家計収入の全てとなっている世帯が44.0%となっている（図1-2-1-13）。

図1-2-1-12 高齢者世帯の所得階層別分布

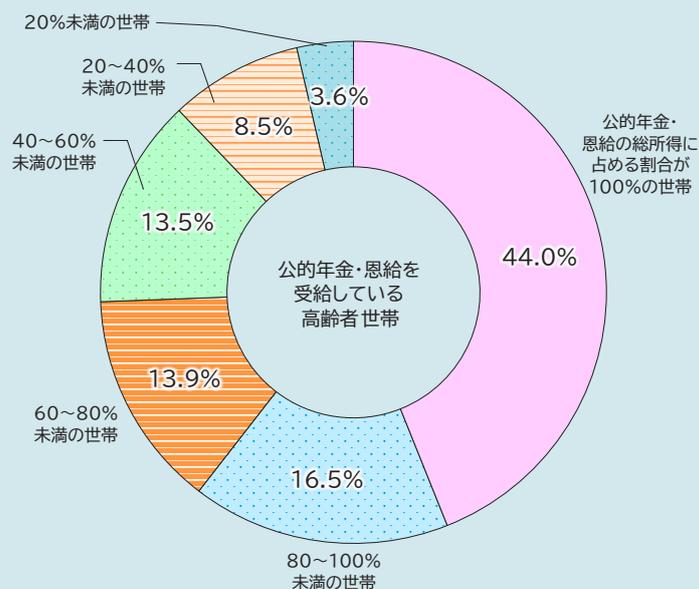


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和4年)

(注1) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

(注2) 中央値とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて二等分する境界値をいう。

図1-2-1-13 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和4年)
 (同調査における令和3年1年間の所得)

(5) 世帯主が65歳以上の世帯の貯蓄現在高の中央値は全世帯の1.4倍

資産の状況を二人以上の世帯について見ると、世帯主の年齢階級別の家計の貯蓄・負債の全般的状況は、世帯主の年齢階級が高くなるにつれて、1世帯当たりの純貯蓄（貯蓄から負債を差し引いた額）はおおむね増加し、世帯主が60～69歳の世帯及び70歳以上の世帯では、他の年齢階級に比べて大きな純貯蓄を有している。年齢階級が高くなるほど、貯蓄額と持家率がおおむね増加する一方、世帯主が30～39歳の世帯をピークに負債額は減少していく（図1-2-1-14）。

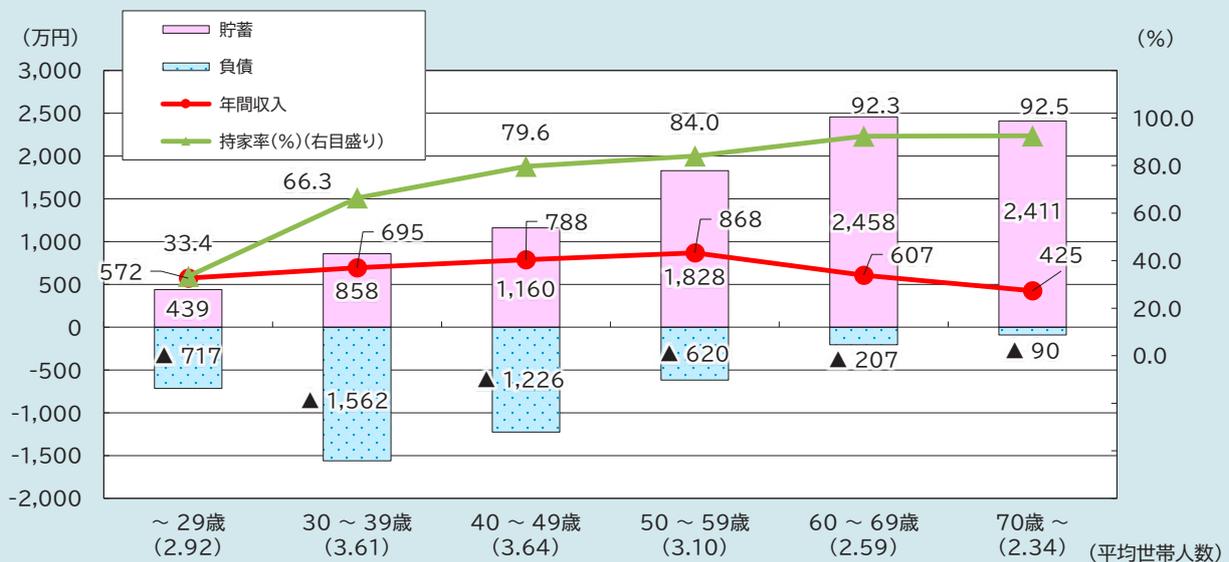
また、二人以上の世帯の貯蓄現在高について、世帯主の年齢が65歳以上の世帯と全世帯

の中央値を比較すると、前者は1,677万円と、後者の1,168万円の約1.4倍となっている。二人以上の世帯の貯蓄現在高階級別の世帯分布を見ると、世帯主の年齢が65歳以上の世帯では、4,000万円以上の貯蓄を有する世帯が17.9%であり、全世帯（12.5%）と比べて高い水準となっている（図1-2-1-15）。

さらに、金融資産の分布状況を世帯主の世代別に見ると、世帯主の年齢が60歳以上の世帯が占める割合が令和元年には63.5%となっている（図1-2-1-16）。

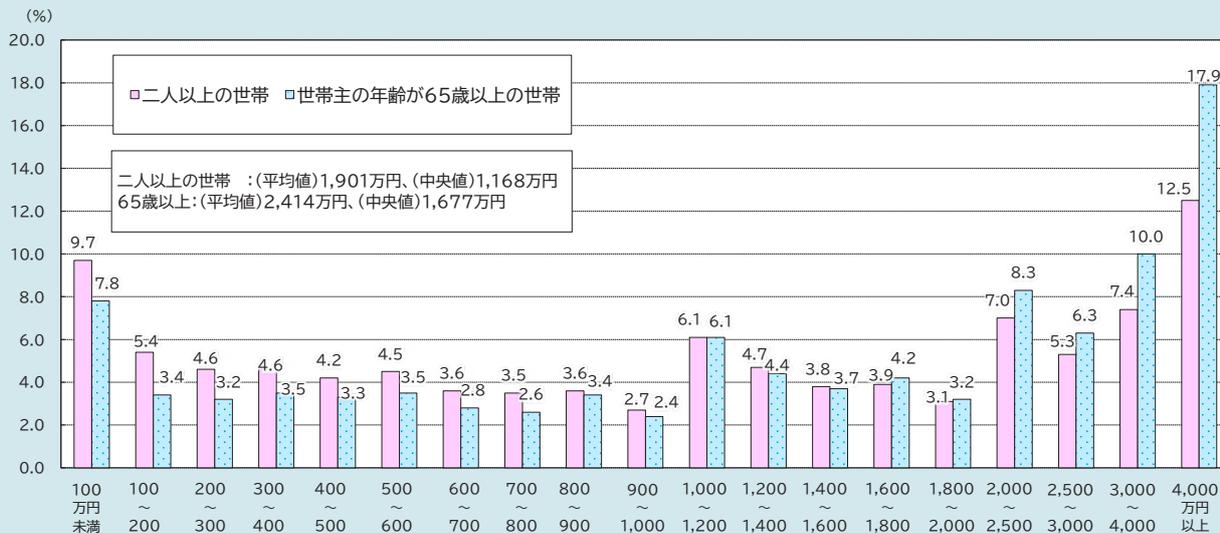
世帯主が65歳以上の金融資産の保有割合を世代別にみると、いずれの世代も「預貯金」が最も多く、次いで、「生命保険など」、「株式」などとなっている（図1-2-1-17）。

図1-2-1-14 世帯主の年齢階級別1世帯当たりの貯蓄・負債現在高、年間収入、持家率



資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和4年）

図 1-2-1-15 貯蓄現在高階級別世帯分布



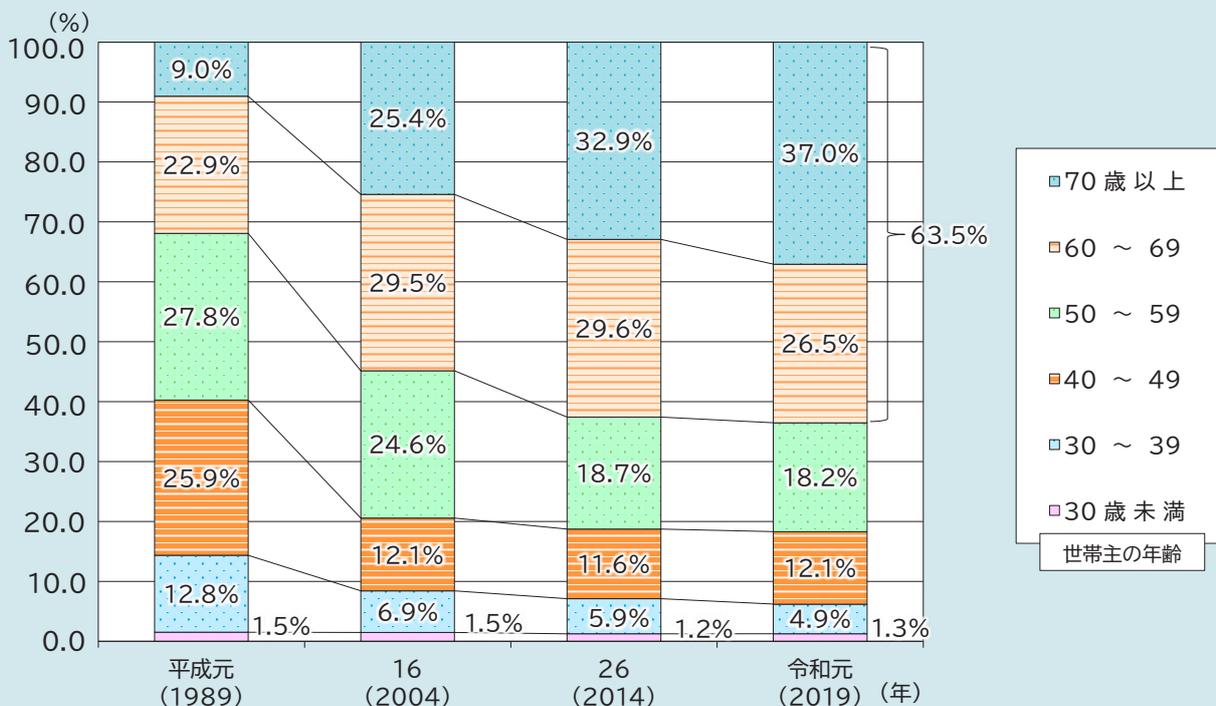
資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和4年）

(注1) 単身世帯は対象外

(注2) ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託などの有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計

(注3) 中央値とは、貯蓄現在高が「0」の世帯を除いた世帯を貯蓄現在高の低い方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の貯蓄現在高をいう。

図 1-2-1-16 世代別金融資産分布状況



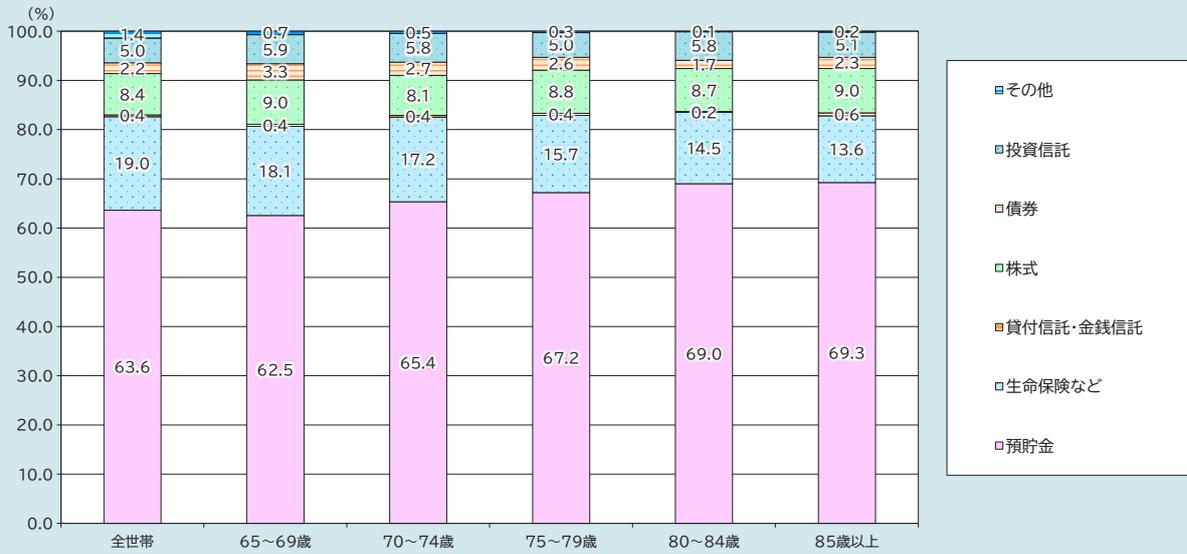
資料：総務省「全国家計構造調査」より内閣府作成

(注1) このグラフでいう金融資産とは、貯蓄現在高のことを指す。

(注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

(注3) 平成26年以前は「全国消費実態調査」として実施しており、集計方法等が異なる。平成26年及び平成16年については令和元年と同様の集計方法による遡及集計を施しているが、平成元年の結果についてはこの限りではないので、比較する際には注意が必要。

図1-2-1-17 金融資産の保有割合



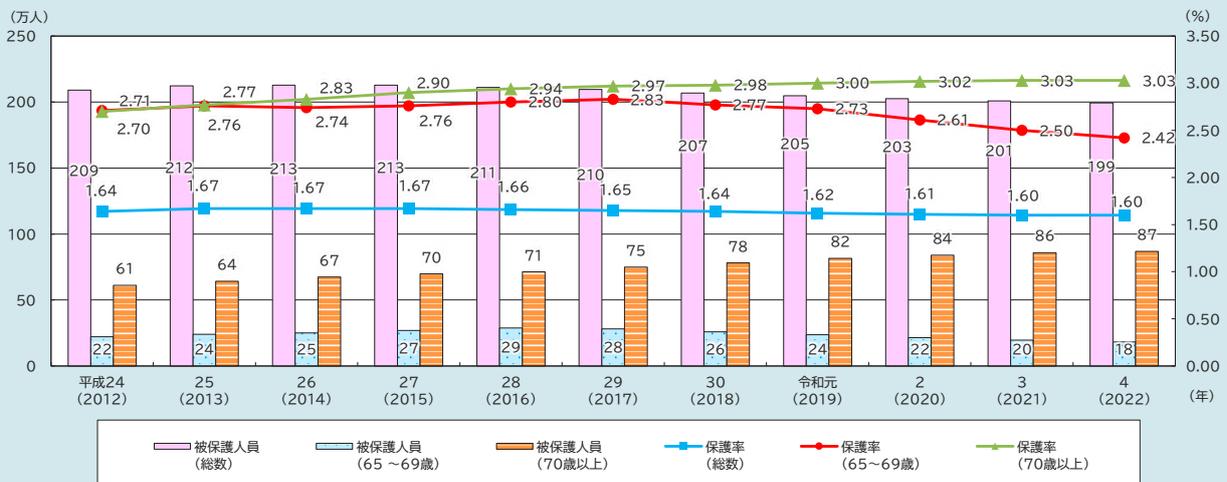
資料：総務省「2019年全国家計構造調査」より内閣府作成
 (注1) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

(6) 65歳以上の生活保護受給者の人数（被保護人員）はほぼ横ばい

生活保護受給者の人数の推移を見ると、令和4年における被保護人員数の総数は前年から減少した一方、65歳以上の生活保護受給者は105

万人で、前年と比べて横ばいになっている。また、年代別人口に占める生活保護受給者の割合を見ると、65~69歳では2.42%で、前年と比べて減少し、70歳以上では3.03%で、前年と比べて横ばいとなっている（図1-2-1-18）。

図1-2-1-18 被保護人員の推移



資料：厚生労働省「被保護者調査 年次調査」